

## 令和6年度 競争入札参加資格における主観的事項について

### 適用範囲

主観点数は、令和6年度競争入札参加資格審査に係る建設工事の経営事項審査に係る総合評定値（客観点数）に付与するものとし、適用範囲は次の表に掲げるとおりとします。

主観的事項	適用範囲
1. 工事成績評定点	該当申請業種のみ
2. 優良建設工事表彰	
3. 指名停止	申請業種全て
4. ISO認証取得	
5. 災害時等の協力	
6. 障害者の雇用	
7. 次世代育成雇用環境の整備	
8. 保護観察対象者等の協力雇用主	
9. 男女共同参画・女性活躍推進の取組	

### 対象者

七尾市競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は登録予定（申請中）である「市内Ⅰ」又は「市内Ⅱ」の建設工事業者

### 適用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 申請受付期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで（土日・祝日を除く）

※本資料提出以後の記載事項等の変更、追加及び訂正はできません。

※申請受付期間内に提出できない場合は監理課契約グループまでお問合せください。

### 申請受付・お問合せ時間

申請受付期間最終日までの午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

### 審査結果公表

令和6年3月下旬

## 主観的事項について

### 1. 工事成績評定点について

七尾市発注工事において、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に竣工した、工事業種ごとの工事成績評定点の平均点（小数点以下四捨五入）により、次の表に掲げる点数を加点又は減点します。ただし、工事成績評定対象工事の実績がない者については加点又は減点を行いません。

工事成績評定点	点数
85点以上	+50点
80点以上 85点未満	+30点
75点以上 80点未満	+15点
65点以上 75点未満	0点
60点以上 65点未満	-10点
50点以上 60点未満	-20点
50点未満	-40点

### 2. 優良建設工事表彰について

令和5年度において、「七尾市優良建設工事表彰」を受賞された実績により、受賞工事の業種ごとに点数を加点します。

受賞実績の有無	点数
有	+20点
無	0点

### 3. 指名停止について

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止措置を受けた者は、指名停止期間に応じ、次の表に掲げる点数を減点します。

なお、期間内に2回以上指名停止措置を受けた場合は、それぞれについての点数を合計し減点します。

指名停止期間	点数
2週間以上 1か月未満	-10点
1か月以上 2か月未満	-15点
2か月以上 3か月未満	-20点
3か月以上 4か月未満	-25点
4か月以上 6か月未満	-30点
6か月以上 9か月未満	-40点
9か月以上 12か月未満	-45点
12か月以上	-50点

### 4. ISO認証取得について

令和5年12月31日現在において、ISO認証取得について次の表に掲げるものを取得している者は、それぞれについて点数を加点します。

ISO認証取得	点数
ISO9001	+10点
ISO14001	+10点

## 5. 災害時等の協力について

令和5年12月31日現在において、次の表に掲げる事項に該当する者に点数を加点します。

除雪契約、災害協定等の状況	点数	
七尾市と道路除雪契約を締結している者	+15点	
七尾市と(一社)七尾鹿島建設業協会との間で締結している「災害時における応急対策業務に関する細目協定」における協力者名簿に記載されている者	+15点	
七尾市と七尾市管工事協同組合との間で締結している「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」における協力者名簿に記載されている者		
七尾市と石川県電気工事工業組合との間で締結されている「災害時における応急対策活動に関する協力協定」における組合員名簿に記載されている者	+10点	いずれか
七尾市消防団又は中能登町消防団としての協力者を2人以上雇用している者	+5点	
七尾市消防団又は中能登町消防団としての協力者を1人雇用している者	+10点	いずれか
七尾市交通安全推進隊としての協力者を2人以上雇用している者	+5点	
七尾市交通安全推進隊としての協力者を1人雇用している者		

## 6. 障害者の雇用について

令和5年12月31日現在において、次の表に示すとおり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に点数を加点します。

障害者の雇用状況	点数
常時雇用する労働者が43.5人以上の者で「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき、常時雇用する労働者の数に対する障害者の割合が、同法に定める率(法定雇用率)以上である者	+10点
常時雇用する労働者が43.5人未満の者で障害者を雇用している者	

## 7. 次世代育成雇用環境の整備について

令和5年12月31日現在において、次の表に示すとおり「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届出をした者に点数を加点します。

雇用環境の整備に関する状況	点数
常時雇用する労働者が50人以上の者で「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項又は同条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	+10点
常時雇用する労働者が49人以下の者で「次世代育成支援対策推進法」第12条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	

## 8. 保護観察対象者等の協力雇用主について

令和5年12月31日現在において、金沢保護観察所に協力雇用主として登録している者に点数を加点します。

協力事業主としての登録の有無	点数
有	+5点

## 9. 男女共同参画・女性活躍推進の取組について

令和5年12月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、石川県知事から認定を受けている者に点数を加点します。

男女共同参画・女性活躍推進の取組状況	点数
いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度において、石川県知事から認定を受けている者	+5点